

○金融庁告示第二十六号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月三十日から適用する。

平成二十七年三月三十日

金融庁長官 細溝 清史

第三条中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。